

第5回環境影響評価審査会での主な意見概要（平成25年2月1日 開催）

委員名	意見事項	事業者の回答
清水委員	本編の2-23の排水処理フロー図について、水の流れはわかりやすいが、数字の部分が理解しづらいのではないか。	説明がちょっと足りませんでした。申しわけありません。
増田委員	施設稼働が定常になる時期っていうのを具体的にいつと考えるおられるのか。それから、環境への影響が明らかになる時期が異なる場合っていうのをどういうふうにかけて設定されたのかというところが必ずしも十分に記述されてないのではないかと思うのでその点お伺いしたい。 事業活動が定常となった時期から1年間と書いてあるが、これは定常となった時期のある時期1年間だけ、測るという意味なのか。	通常稼働している施設では、大体3カ月くらいには一般的な定常運転になる。施設稼働後の施設排ガスの影響では事業活動が定常となった時期から1年間行う予定で、その間に騒音とか振動及び悪臭の影響につきましても、その1年間の代表的な夏季の時期や1日間の時期に行う予定としている。
	施設稼働後の継続的な環境モニタリングは、事後の環境影響のある・なしを判断するうえで、重要ではないかと思うので、継続的なモニタリングを行う方針があるなら、その旨を示していただければと思う。	法的に当然やらないといけない測定以外に、地元の方からは定点測定というような要望はある。その要望については基本的には了解し、定期的に定点測量をして、地元にお知らせをするというような行為をすることになる。（やり方や回数等は、方式決定やその他事象が決まってから交渉し決まる）
永松委員	環境保全措置について、希少野生植物のミズマツバは事業によりほとんど消失するため適切な代替地を設けて移植を行うとあるが、適切な代替地とは何のことか判らないので、具体的にお願したい。 また、ビオトープを作って移殖するなら、見せるためのビオトープではなく、生物多様性が保全できることを第一に考えてもらいたい。	ミズマツバの移植等で代替地は計画している谷の上流部ため池を埋めて、そこにビオトープというような形のものをつくりそちらへの移植を考えている。この件は、補正して評価書の方に最終的には記載させていただく
大西委員	プラスチックごみも燃やせる高温炉とのことだが、今までリサイクルしていたものを燃やすと、大気などへの排出も増えることになり、エコに敏感な今、逆行するのではないかと思う。	焼却方式はまだ決まっていない。何を具体的にリサイクルし、何を焼却するかというのは、焼却量を決定する上でも重要な要素で、そういうことも含めて焼却方式の決定要因になっていくため、今後そのことも決めていくということ。
角野委員	事後調査の土壌の件について、評価書の10-4で、対象項目が土壌ダイオキシン類となっているが、アセスの方では、カドミウムから有機化合物までいろいろ調べられているが、この事後調査では、ダイオキシンだけでよいか。 恐らくそんなに高い濃度は出てこないと思うが、もし余力があれば、調べていただいてもいいかなと思う。	土壌については、基本的に施設排ガスによる影響という観点から、ダイオキシン類というものが最も懸念があるので、住民意見・県知事意見の内容も踏まえた上で、土壌ダイオキシン類を対象に事業活動が定常となった時期から1年間の間、これは実態的には、施設の排ガスの大気の調査の時期等をあわせて実施する必要があると考えており、これとあわせて環境省のマニュアルに基づいた、5地点を調査し影響を見ていくことになる。
	あと細かい部分で申しわけないが、漢字のミスが散見されるので訂正されたほうが良いと思う。（4-2の10「土壌」の旧字体、3-7の「浸食」という漢字）	ミスなのできちっと対応させていただく。
岡田委員 (メール)	永松先生の話聞いて、ビオトープについてまとめてある記述があればわかりやすいと思う。 広さとか、どんな環境を作るのか、どんなものを移植するのかなど。	

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書についての環境保全の見地からの市長意見について

1 この事業の必要性

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、平成10年3月に鳥取県が作成した「鳥取県ごみ処理広域化計画」において、県内を3ブロックに区分し、ごみ焼却施設の集約化を決定されたことが発端である。

鳥取県東部圏域の1市14町村は、これを受けて平成10年11月に「鳥取県東部ごみ処理広域化推進協議会」を設置し、平成13年3月に「鳥取県東部ごみ処理広域化実施計画」（平成18年8月改訂）を策定したところである。その後、この実施計画に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）が事業主体となって、本事業を進めてきたところであり、この度の環境影響評価書の提出に至ったものである。

現在、稼働している鳥取県東部圏域のごみ焼却施設は、稼働開始から21年を経過した鳥取市神谷清掃工場（270t/日）をはじめ鳥取市国府町クリーンセンター、鳥取市レインボーふくべ及び鳥取市ながおクリーンステーションの4施設であるが、いずれも老朽化が進行している。

また、最大の処理能力を有する神谷清掃工場について、最近、地元関係集落に稼働期限の延長をお願いして平成29年3月31日までとする旨の協定を締結したところであり、この工場が稼働停止した場合には、鳥取県東部圏域の廃棄物処理に重大な支障を生じることになる。

本市は、本市をはじめとする鳥取県東部圏域1市4町の住民の健康を守り、公衆衛生を保持するためには、早急に、東部広域が可燃物処理施設の建設工事に着手し、平成29年4月1日までに稼働させなければならないと考えている。

2 環境影響評価書に対する意見

本市に提出された環境影響評価書では、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」のそれぞれの処理方式における最大の環境負荷を前提として予測・評価されており、一つの処理方式の予測・評価に比べ、より安全側の評価が行われ、環境への影響に最大限配慮された評価書であると認められる。

従って、本市は、この環境影響評価書については、適正に予測・評価されているものと判断しているところである。

なお、本市が計画している河原インター山手工業団地は、鳥取県環境影響評価条例の対象外の事業であるが、本事業の調査・予測・評価の情報を最大限尊重し、環境に配慮した対策を講ずるものである。

東部広域に係る環境影響評価書に対する知事意見案の項目について

項 目
<p>1. 環境影響に関する住民への説明、情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響についての周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開
<p>2. 方式決定及び決定後等の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none">・焼却処理方式決定前に評価書手続きを進める理由・方式決定にかかるプロセスの修正・環境負荷が低減される計画・対応・方式決定後の予測評価結果と、これまでの予測評価結果との比較・検証の方法・記載内容の鳥取県環境影響評価条例の一環としての実施・事業者以外の者が設計・建設主体や運営・管理主体となる場合の責任の所在
<p>3. 隣接する工業団地について</p> <ul style="list-style-type: none">・鳥取市との情報共有と連携等による環境影響の低減
<p>4. 事後調査等について</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の定常状態の目安、供用時の調査期間や頻度・事後調査結果の報告の時期、公表の時期の目安・施設供用後に実施する環境モニタリングと、その結果の情報公開
<p>5. 専門家の所属等について</p> <ul style="list-style-type: none">・専門家の指導・助言内容とその専門及び所属
<p>6. 評価書の記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none">・最新の規制や基準等の適用・説明の不足や記載誤りの修正・わかりやすく、正確な内容